

## 基本計画部会第2ワーキンググループ審議結果報告書

平成 24 年 8 月 29 日

## 1 審議方法等

- (1) 人口・社会統計関連部分のうち、基本計画で示されたスケジュール等を勘案して、本年度において、重点的に審議を進めることとした課題は、以下の3点とした（重点的な審議課題の詳細は別添1を参照）。
- ① 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備
  - ② 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備
  - ③ 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備（国勢調査関係）
- (2) 各課題については、関係府省にヒアリング等を実施することにより、新たな統計整備の必要性や既存統計に求められる改善点などの論点を抽出した上で、それぞれの論点について、関連施策の進捗状況や今後の方向性に関する考え方等の明確化を行った。
- (3) なお、平成 23 年度の統計法施行状況報告には、基本計画の「別表」に掲げられた各事項について、関係府省から自己評価を含む推進状況の報告内容が記載されている。その報告内容のうち、関係府省の自己評価が「実施困難」又は「実施済」とされている事項（人口・社会統計関連部分）に対しても、その自己評価の妥当性について、第2ワーキンググループとしての意見をまとめた。

## 2 審議経過

	日時・場所	審議事項	出席委員
第1回	平成24年 6月29日(金) 13:00~15:01	(1) 第2ワーキンググループの検討の進め方について (2) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備【総務省(統計局)、厚生労働省】 ②企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備【総務省(政策統括官室)、厚生労働省】	津谷委員(座長) 安部委員 北村委員 白波瀬委員 樋口委員 中村委員
第2回	平成24年 7月6日(金) 15:00~17:05	(1) 第2ワーキンググループ第1回会合における確認事項について (2) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備【総務省(統計局)】 ②教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備【文部科学省】 ③グローバル化の進展に対応した統計の整備【法務省】	津谷委員(座長) 安部委員 北村委員 白波瀬委員 廣松委員
第3回	平成24年 7月13日(金) 15:00~17:16	(1) 第2ワーキンググループ第1回会合及び第2回会合において確認すべきとされた事項について ①雇用・労働関係統計調査における対象選定及び世帯統計調査における調査設計について【厚生労働省】 ②各種統計における雇用者に関する用語・概念等の整合性向上について【総務省(政策統括官室)】 ③厚生労働省の各種統計における労働者に関する用語・概念等の整理について【厚生労働省】 (2) 第2ワーキンググループ審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項(重点的な審議課題関係(素案))について	津谷委員(座長) 安部委員 北村委員 白波瀬委員 樋口委員 廣松委員
第4回	平成24年 7月23日(月) 17:00~19:19	(1) 統計法施行状況報告の事項別推進状況における「実施済」の評価について (2) 第2ワーキンググループ審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項(素案修正版)について	津谷委員(座長) 安部委員 白波瀬委員 椿委員 樋口委員 廣松委員

注:「出席委員」欄のうち、下線のある委員が第2ワーキンググループのコアメンバー。

### 3 審議結果

#### (1) 重点的な審議課題

##### ア 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

(ア) 企業・事業所における労働時間や育児・介護休業制度の利用状況、有給休暇等の取得状況、経営状況や生産性、労働者の就業継続や処遇等を総合的に把握するための統計整備に関する検討状況【総務省、厚生労働省】

###### ①施策の進捗状況報告等

○労働力調査について、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢に、新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」を新設し、平成 25 年 1 月から調査を実施する予定である。

○平成 24 年就業構造基本調査について、「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更した。また、育児や介護に関する「ふだんの状況」や「この 1 年間の制度等の利用状況」を把握する「育児・介護の状況」を新設した。【総務省】

○雇用動向調査について、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割する予定である（平成 24 年度）。

○3つの縦断調査では、従来より就業、結婚、出産、子育て、介護等を把握している。なお、世代による違いの検証のため、21 世紀出生児縦断調査については、平成 22 年度に新たな標本の追加を実施した。また、21 世紀成年人縦断調査については、平成 24 年度に、新たな標本の追加を実施する予定である。【厚生労働省】

###### ②施策の進捗状況等に対する評価

○総務省及び厚生労働省が、就業と出産・育児や介護等との関係の分析の観点から、関係調査について具体的な改善措置を講じていると評価できる。

○少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目については、調査目的や調査対象等が異なる各種統計調査の中で、それぞれ把握されている。しかしながら、企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係の分析の観点から、企業・事業所の経営状況や生産性も含めて少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目を総合的に把握できるようにはなっていない。

③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 各種統計調査の中で、少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目数は着実に増加していることから、今後は、これらの調査結果を踏まえ、関係する各府省の統計調査における当該項目の全体像を整理した上で、改めて、少子高齢化・ワークライフバランスに関して、調査項目の過不足・重複について検討する必要がある。

(イ) 大規模標本調査における少子化関連事項の把握可能性の検討状況【総務省】

①施策の進捗状況報告等

- 基本計画においては、大規模標本調査における少子化関連事項の把握の重要性を指摘しており、これを踏まえ、就業構造基本調査において、非求職理由等を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更している。
- なお、結婚時期や子どもの数に係る調査項目については、調査の忌避感や精度の確保が困難とされている。このため、全数調査である国勢調査は、過去に「結婚年数」及び「出生児数」を把握していたが、昭和 55 年に、「大規模な調査ですべての調査客体から正しい申告を得ることが困難」として、統計審議会の諮問を経て同調査項目を削除した経緯がある。

②施策の進捗状況等に対する評価

- 大規模標本調査における少子化関連事項の把握については、平成 24 年就業構造基本調査において、具体的な措置を講じていると評価できる。

## イ 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

(ア) 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労統計調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること【厚生労働省】

### ①施策の進捗状況報告等

○非正規雇用者の実情を継続的に把握するため、雇用構造調査において、客観的基準を踏まえた調査項目に基づき、平成 24 年度以降、毎年調査を実施する予定である。具体的には、雇用契約期間による区分（雇用期間の定めあり・なし）、労働時間による区分（一般労働者・短時間労働者）、契約形態（常用労働者・臨時労働者・派遣労働者）別の労働者数を把握するための調査事項の追加を検討中である。

### ②施策の進捗状況等に対する評価

○非正規雇用者の実情把握のための項目については、労働者の就業・雇用形態の区分として一般的に用いられている雇用契約期間、契約形態及び労働時間を勘案した区分別の労働者数を設定することとしており評価できる。

○ただし、非正規雇用者数の把握に用いることとしている雇用構造調査は、毎年、調査内容を変更して実施しているものであり、これに伴い調査対象事業所数等が必ずしも毎年同一ではないため、非正規雇用者数の時系列比較が困難になる可能性がある。

### ③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○雇用構造調査を用いて非正規雇用者数を継続的に把握する場合には、時系列的比較が可能となるよう、調査設計等を固定して実施する必要がある。また、非正規雇用者の実情把握を安定的に行う観点から、必要に応じて関係統計調査の見直しを行う必要がある。

(イ) 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること【総務省】

### ①施策の進捗状況報告等

○ILO の要請も踏まえ、年間の総実労働時間の推計を可能とするため、労働力調査に新たに「月末 1 週間の就業日数」及び「月間就業日数」を把握する調査事項を追加し、平成 25 年 1 月から実施する予定である。

○長時間労働者のより詳細な実態を明らかにするため、平成 24 年就業構造基本調査の中の「1 週間の就業時間」を把握する調査事項の選択肢のうち、

従来の「65 時間以上」を新たに「65～74 時間」及び「75 時間以上」に分割した。

## ②施策の進捗状況等に対する評価

○実労働時間の把握に当たり、年間総実労働時間の推計や長時間労働者の実態把握の観点から検討を行い、労働力調査及び就業構造基本調査において、必要な調査事項の変更を行っており、評価できる。

(ウ) 同一企業内での雇用形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の雇用形態転換だけでなく、同一企業内の雇用形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること【厚生労働省】

### ①施策の進捗状況報告等

○同一企業内の雇用形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換）に関する統計調査による定期的な把握としては、雇用動向調査（年2回実施、調査対象は約 15,000 事業所）において臨時・日雇名義から常用名義に切り替えられた者の数、また、労働経済動向調査（年4回実施、調査対象は約 5,800 事業所）では、正社員以外の労働者から正社員への登用実績の有無等を把握している。

### ②施策の進捗状況等に対する評価

○依然として、同一企業内の雇用形態の転換の実態については、既存の統計調査の中で把握されているとは言い難い。例えば、雇用動向調査における「臨時・日雇名義の常用労働者から常用名義の常用労働者に切替えられた者」の数は、非正規雇用から正規雇用に転換した者の全体像を把握できるものとはなっていない。

### ③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○関係府省は、同一企業内での雇用形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）の実態に関し検討の場を設け、統計調査における調査可能性及び調査の必要性を含めて、検討する必要がある。

(エ) 雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性【総務省、厚生労働省】

①施策の進捗状況報告等及びその評価

○雇用者の就業・雇用形態の区分については、①雇用契約期間、②呼称・契約形態、③労働時間の視点から設定された区分が用いられているが、各統計調査間において、同一視点からの区分であるにも関わらず、概念及び用語が異なっている例（雇用契約期間による区分である「一般常雇」及び「臨時雇」と「常用雇用者」等）や概念は同じであるが用語が異なっている例（呼称・契約形態による区分である「パート・アルバイト」、「パート」等）が見られる。

○雇用・労働統計調査は、それぞれの調査目的が異なっているため、それぞれの調査に関するフレームワーク（調査対象や調査設計等）も異なっており、多様な観点から統計調査を行うことは有意義であるという意見がある。一方、統計間の比較可能性の観点から、同じフレームワークで実施することが望ましい複数の統計調査間において、調査目的や歴史的経緯等により、調査対象産業、調査対象事業所規模等が異なっていることがある。このことが、統計利用者の混乱を招く可能性があると考えられる。

②今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○各府省は、中期的には、公的統計全体について、就業・雇用形態の区分に関する用語の概念・定義を見直し、統計間で当該用語の整合性の確保を図る必要があるが、当面の措置として以下の措置を講じる必要がある。

(i) 総務省（政策統括官室）は、統計法施行状況報告審議において報告したとおり、統計利用者の利便向上を図るため、我が国の統計に用いられている調査における従業上の地位や就業・雇用形態の区分に関する用語を整理し、その関係が分かるような資料をホームページ等を通じて一般に提供すること。

(ii) 厚生労働省は、雇用・労働関係の統計調査を多数実施していることから、所管統計調査について、就業・雇用形態の区分に関する用語・概念を雇用契約期間、契約形態、労働時間等の視点から整理し、異なる統計間で、就業・雇用形態の区分に関する用語の整合性が確保できるように、必要な見直しを進めること。

(iii) 厚生労働省以外の各府省についても、所管統計における就業・雇用形態に関する用語について、できる限り用語の概念・定義の共通化を図る観点から、必要な見直しを進めること。

(iv) 総務省（政策統括官室）は、上記(ii)及び(iii)の措置の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、各府省相互の連携がとられるよう情報共有の場を設ける等の協力を行うこと。

## ウ 社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備

### (ア) インターネット回答方式の推進等に関する前回調査の検証状況【総務省】

#### ①施策の進捗状況報告等

- 平成 22 年国勢調査において、東京都全域をモデル地域として、インターネット回答方式を導入した。
- 当該導入に関する総務省の検証においては、インターネット回答者に対するアンケート調査や地方公共団体との事後報告会等を実施し、その結果を踏まえ、世帯における負担感の減少、面接困難な世帯等に対する調査票回収への効果、記入精度の向上・審査の効率化が図られたと評価している。一方、調査員への回答状況伝達の煩雑化、郵送との重複回答、フィッシングサイト等への懸念などの課題も確認されている。

#### ②施策の進捗状況等に対する評価

- インターネット回答者に対するアンケート調査により、当該回答者の属性、回答日時、次回の利用希望等を把握・分析していることは評価できる。

#### ③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 平成 27 年国勢調査を効率的かつ円滑に実施するため、インターネット回答方式の推進によって発生する課題への的確な対応策を検討する観点から、現在、実施している平成 27 年国勢調査試験調査等を通じ、実施上の問題事例を多面的かつ定量的に把握・検証することが必要である。
- 国勢調査の調査方法については、調査対象者の中には高齢者など調査員調査を必要とする者がいること、また、平成 22 年国勢調査結果において不詳回答数が増加したこと等を勘案し、平成 22 年国勢調査の実施状況を改めて分析した上で、インターネット回答によるオンライン調査、郵送調査及び調査員調査といった各種の調査方法の適切な組み合わせ、さらには郵送調査及び調査員調査における完全密封方式の可否についても検討する必要がある。
- なお、コスト面の検証については、今後、インターネットによる回答率の向上等を勘案し、中長期的な視点に立って検討していく必要がある。

(イ) 東日本大震災が与えた影響を把握するための調査項目追加等の可能性【総務省】

① 施策の進捗状況報告等及びその評価

- 総務省においては、次回の平成 27 年国勢調査は、調査事項を限定した簡易調査の実施年ではあるものの、東日本大震災の影響を把握する観点から、「現在の住居における居住期間」及び「5 年前の住居の所在地」を調査する方向で検討中である。
- 現在検討中の調査項目追加等の実施は、東日本大震災後の地域別の人口移動状況等の把握を可能とするものと考えられることから、評価できる。

② 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 平成 27 年国勢調査において、「現在の住居における居住期間」等を調査することは、東日本大震災の影響把握の上では適当と考えられるものの、調査事項の増加は報告者負担にもつながること、震災による人口移動と震災以外の理由による人口移動とをどのようにして区別するのか等、調査事項及び調査結果の集計方法や内容の有用性について、更に検討する必要がある。

## (2) その他の審議課題

### ア 各府省が「実施困難」とする事項

#### (ア) 学校保健統計調査における調査項目の追加や調査方法等の改善に関する検討状況【文部科学省】

##### ①施策の進捗状況報告等

○平成23年度には、掲げられた事項以外の調査方法や調査票の改善についても、小児科医や養護教諭などの専門家の団体である財団法人日本学校保健会から意見を聴取した。

○その際、小児医学の専門家からは、「心の健康」「アレルギー疾患」「生活習慣病」に関し、新しい方法によって調査できないか研究が進められているが、学校健康診断項目として、全児童生徒に一律に実施すべきとするほどには有効性が確認されたものはないという意見が出されたこと、さらに学校現場における対応能力も踏まえると、現時点においては追加すべき項目としては考えにくく、対応は困難であるとの結論を得た。

○なお、調査項目の追加については、基本計画で指摘された項目のうち、「アレルギー疾患」及び「生活習慣病」については、既に学校保健統計調査の調査項目とされ調査が実施されている。また、「心の健康」については、学校保健統計調査では調査項目とはされていないものの、財団法人日本学校保健会に委嘱し実施している代替調査（児童生徒の健康状態サーベイランス）において心の悩み等の実態が調査され一定の実態が把握されている状況である。

##### ②施策の進捗状況等に対する評価

○現時点では、学校保健統計調査において、上記調査項目に関し現在以上の対応を求める必要性は低いものと判断される。

○また、調査方法等の改善として、学校保健統計調査の調査票の転記元である健康診断票を直接統計作成に利用することについては、平成6年度まで全国で統一されていた健康診断票の様式が、地方分権が進展する中で、地域における健康課題等に柔軟に対応できるように自由度が高まったこと、かつ健康診断票データの電子化が進んでいないことから、直ちに対応することは難しいものと判断される。

(イ) ライフコース全般を的確にとらえる統計についての検討状況【文部科学省】

①施策の進捗状況報告等

○学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確に捉える統計の実施は、以下のような状況から実現困難との結論を得た。

①現在、文部科学省には該当する統計調査がないため、パネル調査の新設が必要となるが、今後の厳しい財政状況を踏まえると、そのための予算を継続的に確保できる見込みが立たない。

②文部科学省としては、このライフコース全般を的確にとらえた統計の必要性については、その意義を認めるところであるが、同一の調査対象者を継続的に追跡するパネル調査は、行政機関ではなく、むしろ大学などの研究機関において、組織的に実施する方が適切であり、かつ、現実的であるとの結論を得た。

②施策の進捗状況等に対する評価

○ライフコース全般を的確に捉える統計の作成については、それに必要なパネル調査に関し、予算上の制約や調査技術上の検討に時間を要すること等から早急な実施が難しいことはやむをえない。

○しかし、パネル調査については、既に厚生労働省等が実施しているものもあるので、こうした既存のパネル調査実施機関との協力・連携によりライフコース全般を捉える統計の作成を検討する余地はあるものと判断される。

③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○学識経験者による懇談会を設けて、今後1年程度の間には課題の整理を行い、他省庁等既存のパネル調査実施機関との協力・連携も含め、調査手法、調査内容等を検討する必要がある。

イ 各府省が「実施済」とする事項（別添2参照）

○人口・社会統計関連分野については、各府省から「実施済」と報告された事項は、22事項ある。そのうち、重点的な審議課題として審議されたものが、5事項（別添2のNo. 3、4、5、14、15）あるため、残りの17項目について、各府省の自己評価の妥当性について審議を行った。

○審議の結果、10事項（別添2のNo.1、6、7、9、10、13、16、18、20、22）については、各府省による「実施済」の自己評価を妥当と判断した。また、2事項（別添2のNo.12、17）については、一部の担当府省による措置内容に対してのみ、「実施済」の自己評価を妥当と判断した。

(別添 1)

## 第 2 ワーキンググループの重点的な審議課題

事項	2 - (1) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備
選定理由	<p>本課題については、平成 21 年度、22 年度の法施行状況審議の中でも重要な審議課題として議論されており、関係省庁の取り組みも着実に進展している。</p> <p>しかしながら、ワークライフバランスの状況を把握するためには、基本計画を踏まえ、既存の関連統計の相互の連携を意識した統計整備をより一層進めていく事が重要であることが指摘されている。</p> <p>このため、以下の事項を中心に審議する必要があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 平成 22 年度法施行状況審議において指摘された留意事項</li><li>② 平成 23 年度法施行状況において担当府省が「実施困難」としている事項のうち、内容が明確でないもの</li></ul> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 平成 22 年度法施行状況審議において指摘された留意事項</li></ul> <p>企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係をより詳しく解明できるようにするため、企業・事業所における労働時間や育児・介護休業制度の利用状況、有給休暇等の取得状況、経営状況や生産性、労働者の就業継続や処遇等を総合的に把握するための統計整備について検討を行うこと。</p> <li>2 平成 23 年度法施行状況において担当府省が「実施困難」としている事項のうち、内容が明確でないもの</li> <p>厳しい財政状況の中で新規統計調査を創設することは困難であるが、少子化関連項目について、平成 24 年就業構造基本調査における非求職理由等を把握する調査事項の選択肢の「その他」に含まれていた「出産」を「育児のため」と併せ、「出産・育児のため」として把握できるよう調査票を設計した。</p> <p>なお、全数調査である国勢調査においても、過去、結婚時期や子供の数に係る調査項目は、調査の忌避感や精度の確保が難しいとされており、既存の統計調査でこれら調査項目を把握することは困難である。</p>
関係府省	総務省、厚生労働省

事項	2 - (2) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備
選定理由	<p>本課題については、平成 21 年度、22 年度の法施行状況審議の中でも重要な審議課題として議論されてきており、関係省庁の取り組みも着実に進展している。</p> <p>一方、我が国の雇用者数に占める非正規雇用者数の割合は引き続き増加傾向にあり、その形態も多様化している。このような非正規雇用者の状況を把握するためには、基本計画を踏まえ、既存の関連統計の相互の連携を意識した統計整備をより一層進めていく事が重要であることが指摘されている。</p> <p>このため、以下の事項を中心に審議する必要があると考えられる。</p> <p>① 平成 22 年度法施行状況審議において指摘された留意事項</p> <p>② 雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性</p> <p>(参考)</p> <p>○平成 22 年度法施行状況審議において指摘された留意事項</p> <p>i) 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労統計調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること。</p> <p>ii) 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること。</p> <p>iii) 同一企業内での就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の就業形態転換だけでなく、同一企業内の就業形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること。</p>
関係府省	総務省、厚生労働省

事項	2－(3) 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備（国勢調査関係）
選 定 理 由	<p>国勢調査（基幹統計調査）は、我が国に居住する者に対する唯一の全数調査であり、その結果に基づき作成される国勢統計は最も基本的な統計であるため、基本計画では、調査実施上の課題について、平成 27 年以降の国勢調査において、更なる改善を図るとともに、広く世の中のニーズを踏まえて検討することとされている。</p> <p>こうしたことから、次回の国勢調査は平成 27 年実施とまだ 3 年余りあるものの、早期に検討に着手する必要があると考えられるため、重点課題として、以下の事項を中心に審議する必要があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国勢調査のインターネット回答方式の推進等に関する前回調査の検証状況</li> <li>② 東日本大震災が与えた影響を把握するための国勢調査における調査項目追加等の可能性</li> </ul>
関 係 府 省	総務省

(別添2)

平成23年度統計法施行状況報告の事項別推進状況における「実施済」の評価

第2ワーキンググループ審議担当分野(抜粋)

	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の自己評価	第2WGの評価
1	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備	社会保障給付費について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準(SNA、ESSPROS(欧州統合社会保護統計制度)、SOCX(OECD社会支出統計)、SHAなど)に基づく統計との整合性の向上について検討する。	厚生労働省	実施済	実施済は妥当。
2	(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計(OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計)を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	実施済	次年度以降の審議対象とする。
3	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。	総務省	実施済(一部)及び実施困難(一部)	本報告書の3-(1)-ア-(イ)において評価結果を記載。
4		就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	実施済	本報告書の3-(1)-ア-(ア)において評価結果を記載。
5		世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	実施済(一部)及び実施予定(一部)	同上
6		住民基本台帳人口移動報告において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。	総務省	実施済	実施済は妥当。
7		人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について検討する。	厚生労働省	実施済	実施済は妥当。
8	(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況のよりの確な把握について検討する。	総務省	実施済	次年度以降の審議対象とする。
9		地域コミュニティ活動等に関する統計の整備の観点から社会生活基本調査において、NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関する調査項目や集計内容について検討する。	総務省	実施済	実施済は妥当。
10		国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	実施済	実施済は妥当。

	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の自己評価	第2WGの評価
11	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	暴力行為、不登校、いじめ等の児童生徒の問題行動に関する事項を含む統計調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等)において、より客観的な基準の設定等、統計の比較可能性向上策について検討する。	文部科学省	実施済	次年度以降の審議の対象とする。
12		社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。	各調査の実施府省	実施済	総務省(統計局)、厚生労働省の実施済は妥当。国土交通省は次年度以降の審議対象とする。
13	(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について検討する。	厚生労働省	実施済	実施済は妥当。
14	(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討する。	各調査の実施府省	実施済	本報告書の3-(1)-イ-(エ)において評価結果を記載。
15		実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、厚生労働省	実施済	本報告書の3-(1)-イ-(イ)において評価結果を記載。
16		労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、社会生活基本調査において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。	総務省	実施済	実施済は妥当。
17		関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省*、総務省	実施済	総務省(統計局)の実施済は妥当。
18	(9) その他	医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	実施済	実施済は妥当。
19		犯罪被害実態(暗数)調査における標本数の拡充等による精度向上について検討する。	法務省	実施済	次年度以降の審議対象とする。

\* 厚生労働省担当分の自己評価については、「実施予定①」となっている。

	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の自己評価	第2WGの評価
20	別紙 1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備 (3) 一定の検討を行う基幹統計	<p>【民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査】</p> <p>民間給与実態統計は、民間企業における年間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握する統計であり、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等に不可欠な統計である。また、地方公務員給与実態調査は、約300万人に及ぶ地方公務員の給与実態を把握する統計であり、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイルズ指数を作成するなど、地方公務員の給与に関する制度や運用の基礎資料として活用されるほか、地方財政計画の作成等に活用されており、地方行財政運営等に不可欠な統計である。</p> <p>これら二つの統計については、人事院が実施する国家公務員給与等実態調査と併せて、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省が関係府省の協力を得て、その位置付けに関して検討を行う。なお、この検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する。また、これら三つの統計は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査として統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であることに留意する。</p>	総務省	実施済	実施済は妥当。
21		<p>【船員労働統計】</p> <p>船員労働統計は、船員が陸上労働者とは異なり、労働時間や休日等の労働環境について、労働基準法(昭和22年法律第49号)ではなく船員法(昭和22年法律第100号)が適用されるという特殊性を有していることから、こうした船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計として、昭和32年以降作成されている。しかし、昨今、我が国の海運をめぐる状況は大きく変化しており、例えば、昭和49年には、約28万人であった船員数は、平成18年には、約8万人と大きく減少している。</p> <p>他方、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計など、労働の需要側(企業・事業所)の主要統計においては、現在、対象となる労働者から船員が除外されており、本統計が単純に欠落してしまうことは、統計の体系的整備の観点からは問題がある。</p> <p>このため、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省は、関係府省の協力を得て、本統計の位置付けに関して検討を行う。</p>	総務省	実施済	次年度以降の審議の対象とする。
22	2 新たに基幹統計として整備する統計	<p>【完全生命表/簡易生命表(加)】</p> <p>国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。</p>	厚生労働省	実施済	実施済は妥当。

(参考1)

## 統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合(第1回) 議事概要

1 日時 平成24年6月29日(金) 13:00~15:01

2 場所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

3 出席者

### 【委員】

津谷委員(座長)、安部委員、北村委員、白波瀬委員、樋口委員、中村委員

### 【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、総務省政策統括官、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、大阪府総務部

### 【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、空閑内閣府大臣官房統計委員会担当室調査官、浜東総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官、金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官

4 議事次第

(1) 第2ワーキンググループの検討の進め方について

(2) 重点的な審議課題等のヒアリング等

① 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

② 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

(3) その他

5 議事概要

冒頭、津谷座長から挨拶が行われた後、議事が進められた。

(1) 事務局から、資料3に基づき、第2ワーキンググループ(WG)の審議の進め方について、説明が行われ、了承された。

(2) 重点的な審議課題について、総務省及び厚生労働省から「平成22年度統計法施行状況審議において指摘された留意事項」に関する対応状況の説明の後、審議が行われた。主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

① 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

- ・ 厚生労働省が所管する7本の世帯調査について、各調査の用語の定義は統一されているのか、統計体系としてどのような位置づけとなっているのか。また、統計数値の比較は可能となっているのか。

→ 基本的な用語の定義は同じである。ただし、その表現ぶりは、中高年縦断調査等比較的高齢者を対象とした調査では回答者が答えやすいように分かりやすい言葉に直したり、個々の調査に即した言い換え等を行っている場合もある。

また、調査対象が同じ調査の間では、割合などの数値は同じものになっていると考えているが、他調査との比較で乖離が大きい場合などには、その理由を明確にしている。

- ・ 雇用均等基本調査は、ローテーション調査というよりはしかるべき政策に則したテーマを設定して調査を実施していたように思うが、調査体系はどのようなになっているのか。
- 雇用均等基本調査は、企業及び事業所を対象とした調査で、ポジティブアクションの取組状況を毎年把握する企業調査と育児休業の取得状況を毎年把握する事業所調査から成る調査である。一方、毎回、ローテーションでテーマを変更して実施している調査としては、雇用構造調査があり、調査対象とする労働者層や調査内容は、政策部局と協議しながら設計している。

## ② 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

- ・ 資料4の11ページの「有期雇用契約期間のための調査事項の改善等」について、関係省の自己評価では「実施済」となっているが、当該項目はすべて実施済みなのか。
- 当該項目のうち、「雇用者に関する用語等に関し利用者が混乱しない措置の実施」の部分については、今後、関係する統計調査の計画を策定する際、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないように検討していく体制を取っていくということで「実施済」と自己評価したものである。
- ・ 基本計画の「具体的措置、方策等」において「検討する」ことが求められている事項について、「検討状況又は進捗状況」に「検討した」内容を記載して「実施済」と自己評価しているが、検討したことをもって「実施」したこととなるのか。
- ・ 各府省から提出された法施行状況報告において「実施済」と自己評価している事項について、本WG会合の審議の結果、「実施予定」等異なる評価が妥当と判断された場合、当該報告における評価の取扱いはどうなるのか。
- 法施行状況報告における各府省等の自己評価について、統計委員会等の審議の中で判断が異なることはあり得るものとする。ただし、本WG会合の審議の結果を受け、元々の法施行状況報告自体を修正することが手続上可能

か否かについては検討の上、次回の本WG会合において説明することとした  
い。

- 雇用構造調査において、「一般労働者」、「短時間労働者」等別、男女別に労働者数を把握する事項を追加することにより、非正規雇用の実情を継続的に毎年把握することとしている。しかし、雇用構造調査は、調査対象事業所数等が必ずしも毎回同一ではなく、こうした形では当該実情の時系列比較ができないのではないかと。時系列比較をしていくということなら、基本設計は毎回同一とすることを検討した方が良い。  
→ 雇用構造調査の調査対象事業所数については、予算上の制約があるが、なるべく毎回同じサンプル数で実施していきたいと考えている。
  
- 雇用構造調査は、調査対象事業所数が 10,000～17,000 程度であり、他に調査規模がより大きく経常的に実施されている調査もある。こうした中で、雇用構造を用いて調査し、非正規雇用の実情把握を行うこととしている理由は何か。  
→ 雇用構造調査においては、これまでパートタイム労働者、派遣労働者、若年労働者といった非正規等の特定の労働者層に焦点を当て、その実態を調査してきたことから、その中で非正規雇用の労働者数等を把握することが適当ではないかと考えたためである。
  
- 一つの調査によって全国の非正規労働者の正確な数を把握できることが望ましいと考えるが、現実的には定義の違いや調査対象の違いなどから非正規労働者数に幅がある。安易に設計された調査が乱立することは避けなければならないが、調査テーマや調査設計の違いに伴う複数調査の整合性については、バランスをみながら検討していく必要があるのではないかと。
  
- 従業上の地位については、大きな区分から詳細な区分まで様々なレベルがあるが、実施に統計を作成するに当たっては、どのレベルに合わせるべきなのか。
  
- 労働力調査、経済センサス、賃金構造基本統計調査などの間では、雇用者や労働者の定義が異なり比較することができない。利用者あるいは政策を検討する上で比較可能とした方がよいのではないかと。  
→ 一定以上のレベルの用語について比較可能とすることが望ましいが、詳細なレベルまですべて統一することは難しい。関係する府省内において検討すべきと考える。
  
- 働き方の多様化に関する調査は、非常に大切な調査であるので、厳しい予

算状況ではあるが、サンプル数並びに調査方法の大幅な変更せずに実施できるようにすべきというような意見が統計委員会から出ていることを記録にとどめてはどうか。

審議終了後、津谷座長から、本日の審議で積み残された以下の3点について、次回及び次々回の会合において関係府省から説明すべき旨の指示があった。

- ① 法施行状況報告における各府省の自己評価の扱いについて（総務省から第2回会合において説明予定）
- ② 雇用・労働関係統計調査における対象選定（対象産業、対象規模、対象事業所等）及び世帯統計調査における調査設計について（厚生労働省から第3回会合において説明予定）
- ③ 各種統計における労働者に関する用語・概念等の整理について（総務省及び厚生労働省から第3回会合において説明予定）

(3) その他

次回の会合は7月6日（金）15時から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

(参考2)

## 統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合(第2回) 議事概要

1 日時 平成24年7月6日(金) 15:00~17:05

2 場所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出席者

### 【委員】

津谷委員(座長)、安部委員、北村委員、白波瀬委員、廣松委員

### 【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、法務省大臣官房司法法制部、法務省入国管理局、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、大阪府総務部

### 【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、空閑内閣府大臣官房統計委員会担当室調査官、浜東総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官、金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官

4 議事次第

(1) 第2ワーキンググループ第1回会合における確認事項について

(2) 重点的な審議課題等のヒアリング等

① 社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備

② 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

③ グローバル化の進展に対応した統計の整備

(3) その他

5 議事概要

主な意見等は以下のとおり。

(1) 第2ワーキンググループ第1回会合における確認事項について

資料1に基づき、第1回会合のヒアリングにより確認すべきとされた4つの事項について確認が行われた。

確認事項のうち、「平成23年度統計法施行状況報告の「実施済・検討中の別」の区分に関するワーキンググループの議論を踏まえた修正・見直しについて」に対し、事務局から以下の説明がなされ、本会合において了承された。

なお、これ以外の3つの事項については、第3回会合で関係府省から説明されることとなった。

- ・ 毎年度、総務大臣から統計委員会（以下「委員会」という。）に統計法施行状況報告（以下「施行状況報告」という。）がなされ、委員会は同報告を受けてその内容の審議を行い、意見を述べることができるとされており、委員会における審議の結果、その報告内容を委員会の判断として修正することはあり得るものと考えられる。しかし、施行状況報告は総務大臣から委員会に提出された時点で法律的には報告手続きが完了しており、遡及して修正される性格のものではないと考えられる。

## （２）重点的な審議課題等のヒアリング等

### ① 社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備

資料４に基づき、総務省統計局から、国勢調査のオンライン回答方式の推進等に関する前回（平成 22 年）調査の検証状況について説明が行われ、併せて、東日本大震災が与えた影響を把握する国勢調査における調査項目や、施行状況報告のうち、「一部実施困難」とされている結婚時期、子供数等の少子関連項目の把握可能性について確認が行われた。主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

- ・ 東京都は、平成 22 年国勢調査のモデル地域としてオンライン回答方式を実施したが、調査員調査の実施の困難化、プライバシー意識の高まりなどの関係から、今後も同方式の推進を図るべきと考えている。平成 27 年調査に向けて、スマートフォンなど携帯端末による回答もできるよう改善すること等により、回答率等の向上につながるものと考えている。
  - ・ オンライン回答の回答率を高めることにより、コスト面での改善が図られる見通しはあるのか。
  - ・ オンライン方式で回答した者のアンケート結果をみると、回答率について若年層は期待したほど高くなく、高齢者層は厳しいという理解でよいのか。
  - オンライン方式による回答率をある程度確保できると、調査員活動の効率化につながり、コスト面での改善が見込まれるのではないかと、また、30 代、40 代の回答率が高いようであるが更に分析を行うことが必要と考えている。このようなことから、平成 27 年国勢調査第 1 次試験調査を通じてオンライン方式による回答状況などについて更に詳細な分析を行うこととしている。
  - ・ 東京都をモデル地域としてオンライン調査を実施し、8.3%の回答率を得たことは評価すべきと考えるが、一方、不詳回答が増加したことを踏まえ、次回調査の企画に向けて検討を行う必要があるのではないかと。
- 調査対象者を考慮し、調査員調査、郵送調査、オンライン調査といった複数の調査方法をどのように組み合わせて調査をするのか、バランスを考えて検討

していくことが必要ではないか。

- ・ 結婚時期や出生児数などの項目については、調査客体から正しい申告を得ることが困難として、昭和55年調査から削除されており、また、平成22年調査からは郵送による全封入回答方式を採用していることもあり、これらの項目を国勢調査の項目として復活させるのはかなり難しいのではないかと、また、このようなことから、基本計画に盛り込むことは得策ではないと考える。
- ・ 結婚時期や出生児数などの項目が答えにくい項目であることは理解できるが、出生率の現状を考えると、把握してほしい項目である。
- ・ 結婚時期や出生児数を把握する必要性を全否定するものではないが、基本計画の別表中の「具体的な措置、方策等」に、「既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握可能性について検討する。」とあり、新規調査はリソースの制約もあり、既存調査の出生動向基本調査などで把握する方法が現実的ではないか。
- ・ 平成27年国勢調査は簡易調査年であり、調査項目数の制約があることは理解できるが、次期の大規模調査年に向けた準備の中で、結婚時期や出生児数の調査事項の調査の可能性などについて検討していただきたい。

## ② 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

資料5に基づき、文部科学省から、施行状況報告の中で「実施困難」と報告されている「学校保健統計調査の調査方法や調査票の改善についての検討」及び「学校教育から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確にとらえる統計の検討」について説明が行われ、その理由等について確認が行われた。

なお、質疑応答終了後、津谷座長から、文部科学省に対し、基本計画の中でも学校教育関連統計の改善の必要性が指摘されており、本ワーキンググループ（以下「WG」という。）会合における審議の参考とするため、次回会合において、学校基本調査等所管統計調査における近年の改善内容や今後の見直しについて説明していただきたい旨の依頼があった。主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

- ・ ライフコース全般を的確にとらえる統計調査については、文部科学省が独自で実施することは難しいかもしれないが、既に縦断調査を実施している厚生労働省や大学等と連携することを検討することが有効ではないか。  
→ 今後、厚生労働省や大学等と相談していきたいと考えている。
- ・ 学校保健統計調査に係る事項は、どのようなことから基本計画に盛り込まれたのか。  
→ 基本計画策定段階において、当時の基本計画部会WGにおいて議論されてい

る。統計審議会において、平成17年に学校保健統計調査に係る答申がなされ、その中で児童・生徒の心の健康や保健相談を含めた学校保健行政の保健管理の分野を対象とした中核的な調査として学校保健統計調査を位置付けるとされているなど、児童・生徒の心の健康が取り上げられていた。ただ当時、これら事項については、一般統計調査において把握されているものの、より客観性のあるデータが必要といった指摘がなされていた。

- ・ 学校保健統計調査において、心のケアを含めて客観的な指標を把握することは技術的にも難しいと思われるが、子どもの健全育成は重要なことから、身体面、心理面を含め、総合的に把握できる調査があることが望ましい。
- 健康診断は全ての生徒を対象として実施するものであり、学校保健関係者、医学関係者等の理解が必要であり、また、予算面や学校内で実施する時間的制約もあり、調査項目は限定的なものとなる。

例えば、必然的に生活習慣病の関係での血液検査など健康診断項目になく学校保健統計の対象となっていないものについては、全児童生徒ではなく一定のサンプルを取って「児童生徒の健康状態サーベイランス事業」として調査を行っている。

- ・ 基本計画を策定する段階において、サーベイランス事業の報告に関し、必ずしも十分な情報提供はなかったが、学校保健統計調査に附帯するという位置付けとして考えられるのではないか。

心の病気やアレルギー、生活習慣病などがWGにおいて議論になったが、議論の中心は調査の在り方であり、健康診断は全員を対象に実施しているのに、統計として利用されるのは、発育状態は4.7%、健康状態は23.1%と抽出部分だけであり、調査の電子化を図るなど、もう少し効率的な形にすれば全員のデータを利用できるのではないかということが論点であった。

### ③ グローバル化の進展に対応した統計の整備

資料6に基づき、法務省から「在留外国人統計及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実」について説明が行われた。主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

- ・ 「在留外国人統計」第8表について、「国籍（出身地）別市区町村在留外国人」のホームページでの公表の可否を検討中とあるが、主な議論としてどのようなことがあるのか。
- 町村レベルになると外国人の数が少ないため、特定されるケースがあり得るのではないかといった議論があり、この点について問題ないのか検討しているところである。

- ・ 「在留外国人統計」第1表について、在留資格と実際の在留状況が異なる場合（例えば留学目的であるがアルバイトが中心等）、識別把握が可能か。
- 本統計は、本人がどのような在留資格を持っているかという面から作成するものであり、これ以外の面からの把握はできない。
  
- ・ これまで把握されてきた外国人登録者数と新制度により在留資格を得た外国人人数との間にどれぐらい差異が出ると見込んでいるのか。
- 今までの外国人登録は、入国後90日以内に登録する旨が法律に明記されているが、登録する必要のない90日未満の短期滞在者や在留資格を有しない者も何らかの理由で外国人登録証を必要であるとして登録することが可能であり、統計はこれらを含めて作成されている。しかし、今後は在留期間が3か月超の外国人についてのみ統計の把握対象となるので、若干減ることが見込まれるものと考えている。このため、「在留外国人統計」第1表及び第2表については、「総数（中長期在留者及び特別永住者以外の者を含む）」を公表することとしている。
  
- ・ 「在留外国人統計」第6表について、今後は世帯主情報が取得できなくなり、国籍別世帯主との続柄別を把握できなくなるとのことだが、家族形態は把握できなくなり、外国人の数だけが把握されることとなるのか。
- 今後、外国人の世帯情報は住民票において把握されることとなっている。
  
- ・ 「中長期在留者」とは、統計でいう常住者と考えてよいのか。また、「総数」とはどのようなものか。
- 「中長期在留者」とは、新たな在留管理制度の対象者及び特別永住者である。一方、「総数」とは、ある時点で日本に居る外国人である。すなわち、入国記録があり未だ出国していない外国人の12月31日現在の数である。短期滞在者でも12月31日現在に国内に滞在していれば「総数」に入る。

### (3) その他

次回の会合は7月13日（金）15時から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

(参考3)

## 統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第3回）議事概要

1 日 時 平成24年7月13日（金） 15:00～17:16

2 場 所 中央合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室

3 出席者

### 【委員】

津谷委員（座長）、安部委員、北村委員、白波瀬委員、樋口委員、廣松委員

### 【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、  
日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、大阪府総務部

### 【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、空閑内閣府大臣官房統計委員会担当  
室調査官、浜東総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官、金子総務省政策統  
括官（統計基準担当）付調査官

4 議 事

- (1) 第2ワーキンググループ第1回会合及び第2回会合において確認すべきとされた事項について
- (2) 第2ワーキンググループ審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項（重点的な審議課題関係）について
- (3) 重点的な審議課題以外の項目に関する質疑応答

5 議事概要

- (1) 第2ワーキンググループ第1回会合及び第2回会合において確認すべきとされた事項について
  - ① 雇用・労働関係統計調査における対象選定及び世帯統計調査における調査設計について

資料3に基づき、厚生労働省から説明の後、審議が行われた。主な意見及び回答は次のとおり。

- ・ 世帯統計調査の関連で、統計法施行状況報告（以下「施行状況報告」という。）に記載されている「国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これら調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。」については、「実施予定②」となっているが、これは、今回は実施できなかったが平成28年に実施するという理解でよいか。

- 施行状況報告のとおり、平成 28 年調査で標本規模を拡大することを目標に調査員の負担軽減方策の検討も含めて、試験調査等を行っていきたいと考えている。
- ・ 雇用・労働統計調査の対象産業が 16 大産業や 15 大産業であったり、対象規模に民営事業所が入っているもの入っていないもの、更には、賃金構造基本統計調査の対象規模も毎月勤労統計調査と同じように見えるが資料中の注意書きを見ると異なっている。これら関連各調査の対象規模等の違いは、どうしてこのようになったのか。
- 雇用関連統計の毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査等については、5 人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象としている。雇用構造調査の対象規模はこれまで毎回、必ずしも同一ではなかったが、今後は対象産業及び対象規模を統一して実施していきたい。賃金構造基本統計調査については、歴史的な経緯があり、昭和 50 年代以前は 3 年おきに 5 人以上の事業所を対象に大規模調査を実施し、中間年には 10 人以上の事業所を対象に小規模調査を実施してきたが、昭和 57 年以降は、10 人以上の常用労働者を雇用する事業所及び 5～9 人の常用労働者を雇用する事業所であり、かつ、5～9 人の常用労働者を雇用する企業に属するものに限定して毎年を実施している。
- ・ 賃金構造基本統計調査について、今後、対象規模の見直しは行わないのか。
- 仮に他調査と同じ規模で調査することになると、母集団が 60 万から 70 万事業所増加となり、これに伴いサンプル数も約 2 万事業所位を増加する必要があり、その実現は予算の制約上かなり厳しい状況である。
- ・ 雇用・労働統計の体系としての比較可能性をどのように考えているのか。
- 個々の調査の対象規模はなるべく統一することにより調査間の比較可能性が高くなり、利便性の観点からも望ましいと考えているが、賃金構造基本統計調査のように予算制約等の個別事情もあり難しい面がある。
- ・ 歴史的な背景も理解できるが、現時点での統計間の比較可能性を意識した方がよいのではないか。こうした横断的な調査間の関係について将来的な方向性としてどのようにお考えなのか。
- 予算的な問題、歴史的な背景もあり、すぐに比較ができるような形にするのは難しいが、比較可能となるように、調査対象、産業規模、対象産業などできるところから統一をしていきたい。
- ・ 調査のサンプルフレームを変えることについては、時系列の連続性を考えると、特に基幹統計では難しいが、ある程度は表章で対応できるところがあ

るのではないかと考えられる。

- ・ 雇用・労働統計調査は、地方労働局等を経由して調査を行っているが、協力状況等はどのようになっているか。
- 統計調査の系統としては、毎月勤労統計調査は各県の統計主管課経由、賃金構造基本統計調査及び雇用動向調査は労働局経由、雇用構造調査などは通信（郵送）調査により実施している。調査対象からは、賃金構造基本統計調査については、回答の必要性や、男女別や一般・パート等の項目別の記入負担が大きいこと、また、雇用構造調査については、中小の事業所は調査に対応できる職員が少ないことから事務負担が大きい等の照会や苦情が多いと聞いている。
- ・ 同一企業内での就業形態の転換の状況は、既存の統計調査では、把握されていないのではないかと。例えば、雇用動向調査における「臨時・日雇い名義から常用名義に切り替えられた者」の数は、非正規雇用から正規雇用に転換した者の全体像を把握したものではないと考える。

② 「各種統計における雇用者に関する用語・概念の整合性について」及び「厚生労働省の各種統計における労働者に関する用語・概念等の整理について」

資料2により総務省政策統括官室から、資料4により厚生労働省から説明の後、審議が行われた。主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

- ・ 資料2の(2)の毎月勤労統計調査、雇用動向調査、労働経済動向調査については、「呼称・契約形態による区分」ではなく、1日又は週所定労働時間が一般より短いかで区分されているので、訂正が必要。
- ご指摘の通り記載誤りだとすれば、異なる視点からの区分でありながら同じような用語を用いているということになる。
- そのような点も含めて、用語の整理をしていきたい。
- ・ 資料2の1枚目で「3 用語の整合性確保に向けた工程」となっているが、概念は検討しないのか。
- 概念を含めて見直しの検討をしていただくことが望ましいと考えている。
- ・ 厚生労働省においても用語の概念、定義を含めて検討を行い、その中で調査事項も変更があり得ると理解してよいか。
- 概念も定義も含めて検討を行い、これからの検討による整備方向によるが、定義や概念が変われば調査事項も変更される可能性はある。
- ・ 毎月勤労統計調査の常用労働者の3つの要件別（①期間を定めずに雇用、

- ②1か月を超える期間を定めて雇用、③日々又は1か月以内で調査日前2か月にそれぞれ18日以上雇用)に把握することは可能なのか。
- 現行調査票では、常用労働者数を3つの要件に分けた把握をしていないが、そのことも含めて検討していきたい。
- 別々に把握するには調査票の改正が必要となるが、若干変更することにより対応可能なものもあろうかと思うので、今後の諮問やその他の関連審議の際に考慮してもらいたい。
- 全体を通じて見ると、労働者、雇用者、従業者の使い方が統一されていない。それぞれの統計調査においても使われている言葉に相違があることから、個々の調査の用語の整理だけではなくて、上位概念の整理が必要である。それには、調査実施部局に限らず、総務省政策統括官室でイニシアティブをとって対応することが好ましい。
  - それぞれの調査において目的等異なるために概念が若干異なってくることは理解できるものの、だからといって横の関係を無視してよいわけではない。横並び的に同一にすることは難しいにせよ、それぞれが上位概念を共有することが望ましい。個別調査については、若干異なるところがあるにしても、常にそれらは上位概念とリンクし、できるようにすることが必要ではないか。統計の国際比較の観点からも努力が必要である。
- 雇用者、労働者の問題については、第1回会合においてもご説明させていただいたが、例えば、経済センサスでは、雇われている者を示す用語として雇用者を用いており、一方、労働者という用語は、労働基準法や雇用保険法など政策との関連が強く、それら法律の関係から関係様式にも労働者という用語を使用している。これらの言葉を調査客体側がどのように受け止めるか、あるいは政策上でどのように扱われているか等、色々な観点で検討しなければいけないと考えている。
- 資料2の別添に従業上の地位の区分が整理されているが、例えば、就業者や有業者の区分があるが、労働者はどの範囲を示すのかなど一般のユーザーにもわかるような整理や説明が必要ではないか。
  - 用語の整合性の確保に向けた工程について、どれくらいの検討期間を見込んでいるのか。
- 厚生労働省を除く各府省における用語の共通性の確認等は長期を要することはないと思うが、厚生労働省の場合は、政策との関連もあり、ある程度の時間が必要ではないかと予想している。
- 厚生労働省としては、検討の第1段階として、なるべく早く検討を進めてまいりたい。ただ、法的に規定されている事項の検討もあることから、検討期限を現時点でお示しすることは難しい。

- ・ 資料2は、用語を比較したものであるが、一部でも良いので統計間の整合性をみる観点から、具体的な数値で比較できるような資料の情報提供を願いたい。
  - 関心の高い統計間の比較データについては、関係調査の実施者が情報提供の努力をする必要があると考える。総務省からの資料提供については、今後、第1段階において、厚生労働省を含め各省において、用語の整理だけではなく、データの乖離も含め、検討されることと思うので、その結果を踏まえ検討することとしたい。
  - ・ 用語・概念の整合性の検討の第1段階で各府省が個別に検討し、第2段階で各府省横断的な検討を行うこととなると、第2段階で用語の名称も変わることがあり得るのではないか。第1段階から府省横断的な用語を念頭におきながら検討することが必要ではないか。
  - 関係各府省が、第1段階の検討を行うに当たり、第2段階の府省横断的な検討に留意することは当然のことと考える。
- ③ 学校教育関連統計調査のこれまでの主な見直し及び今後の予定について
- 資料5に基づき、文部科学省から説明の後、審議が行われた。主な意見及び回答は次のとおり。
- ・ 今後、文部科学省の基幹統計について、必要に応じ統計委員会に諮問を行うこと、また、継続的により良い統計を作成するための検討を進めていくことを十分認識していると理解してよいか。
  - 大きな変更等を行おうとする場合は諮問を行う。また、より良い統計を整備していくために継続的に検討を行うことは当然である。
  - ・ 社会人学生として企業に在籍しながら大学院に通うケースが多くなっている。学校基本調査では、卒業後の就職状況を把握しているが、こうした社会人学生が卒業後に元の企業に戻ったのか、あるいは別企業に就職したかの区別が出来ない等のこともあるので、流動的な社会状況の変化にどのように対応していくのか考えてもらいたい。
  - 学生の就職をどのようにとらえるべきかは、難しい問題である。今後、研究していきたいと考えている。
  - ・ 学校基本調査の結果は大変重要な統計である。大学も多様化される中で、社会人学生等の状況の把握は中長期的な課題であると考え。また、社会教育調査についても生涯教育の観点からも重要であり、今後、中長期的な検討が必要である。

(2) 第2ワーキンググループ審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項（重点的な審議課題関係）について

資料6に基づき、事務局から説明の後、審議が行われた。主な意見及び回答は次のとおり

- ・ 資料2の1(1)③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方で、ワークライフバランス関係の調査項目が総合的に把握できていないので、ビジネスレジスターと関連統計のデータを接合して把握していくことが提案されているが、例えば新規調査が必要なのか財政上の問題もあるので既存調査を活用する方法が良いのかなどの議論が必要ではないか。

→ 素案として提案させていただいたものである。委員ご指摘のとおり、厳しい財政状況の中で新たな統計調査の創設や関連項目を大幅に増加することは困難な状況もあり、提案は現実的な選択肢としての一つであると考えている。

→ 統計調査におけるワークライフバランスの調査項目については、着実に増加している。それらの調査結果を見て、全体像を整理した上で、改めて改善の必要性を検討する必要があると考える。

- ・ 今後の施策の方向性として、そうした趣旨であるならば理解した。

- ・ 資料6の1(2)において、国勢調査関係の記述部分については、「3. 社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備」の箇所でまとめて書くことも考えられる。

また、雇用・労働関係統計については、用語の統一や調査間の調査事項の見直しも必要である。歴史的な背景もあるが、中長期的には雇用・労働統計の体系自体を見直す必要があるのではないか。動態統計と構造統計の関連づけの整理も考えられることから、今後の施策の方向性として提案してもよいのではないか。

→ 国勢調査の記述については、ご意見を踏まえて検討したい。また、雇用・労働統計体系の見直しや調査間の整合性の確保については、中長期的な課題であると考えているが、今後の方向性に記述できるか検討したい。

- ・ 資料6の3ページ目「2. 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」の審議で、常用労働者の定義は、一般的に言う「正規」とは異なることが明らかになった。雇用構造調査で把握することとしている「非正規」についても、何を意味するのかなどを明確にしておく必要がある。そのような意味で、「非正規」を雇用構造調査や雇用動向調査で把握していくことだけでは不十分である。

また、本審議外かもしれないが、各府省が、将来に向けてITを活用した調査方法をどのように考えているのか、いつか機会を設けて、お聞かせいただきたいと考えている。

→ 「非正規」の把握については、正規労働者、非正規労働者が明確に区別できるように見直す必要があるという趣旨か。

- ・ 正規、非正規については、常用労働者とそれ以外という形で把握しているもので、これで、正規、非正規を把握しているということにはならないのではないか。

(3) 重点的な審議課題以外の項目に関する質疑応答

資料7に基づき、第1回及び第2回会合において審議した事項について、確認すべき事項を求めたが、特に発言はなかった。このため、各委員に対して後日意見があれば提出いただきたい旨が伝達された。

(4) その他

今回は7月23日(月)17時から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

(参考4)

## 統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第4回）議事概要

1 日 時 平成24年7月23日（月） 17:00～19:19

2 場 所 中央合同庁舎4号館12階 共用1214特別会議室

3 出席者

### 【委員】

津谷委員（座長）、安部委員、白波瀬委員、椿委員、樋口委員、廣松委員

### 【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、厚生労働省大臣官房統計情報部、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、大阪府総務部

### 【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、空閑内閣府大臣官房統計委員会担当室調査官、浜東総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室調査官、金子総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室調査官

4 議 事

- (1) 統計法施行状況報告の事項別推進状況における「実施済」の評価について
- (2) 第2ワーキンググループ審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 統計法施行状況報告の事項別推進状況における「実施済」の評価について

平成23年度統計法施行状況報告（以下、「法施行状況報告」という。）の事項別推進状況において、各府省から「実施済」と報告された22事項のうち、重点的な審議課題として審議された「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」に関する3事項（別添2、No.3, 4, 5）及び「企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」に関する2事項（別添2、No.14, 15）を除いた17事項について、第2ワーキンググループのコアメンバーを中心とした各委員の評価を基に事項別に審議が行われた。

その結果、第2ワーキンググループとして、各府省から「実施済」と報告された10事項（別添2、No.1, 6, 7, 9, 10, 13, 16, 18, 20, 22）については、「実施済」と判断することが妥当。2事項（別添2、No.12, 17）については、一部担当府省の対応を除き「実施済」と判断することが妥当。その他の5事項（別添2、No.2, 8, 11, 19, 21）

については、次年度以降の審議対象とされた。主な意見及び回答は次のとおり。

① 「社会生活基本調査における個人の年間収入、健康状態など労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加の検討について」（別添2、No.16 参照）

- ・ 本ワーキンググループの審議委員から「平成23年社会生活基本調査の中で、労働時間とその他の調査項目とのクロス表について、どのような統計表が新たに追加されたのか。」という事前照会があったので、総務省から説明願いたい。

→ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、平成23年社会生活基本調査の計画段階において、統計委員会の審議を経て、個人の年間収入と健康状態を把握する調査項目を新たに追加し、自営業者を含む有業者や雇用されている者に関する集計内容の充実を図った。個人の年間収入に関しては、これまで把握してきた世帯の年間収入とは別に、個人の年間収入の違いによって、1日の生活時間や余暇時間がどのように異なるかを観察するための新たな集計表を加えた。また、健康状態に関しても、自営業者を含む有業者や雇用されている者の集計において、健康状態の違いによって1日の就業時間や1週間の就業時間の違いが明らかになるような集計の追加を行っている。

- ・ 労働時間と健康状況の関係について、労働時間を平均労働時間として集計するのでは、労働時間の長さによって健康状態がどのように違うのかが分からないので、集計について検討していただきたい。

→ 健康状態については、「よい」「まあよい」「よくない」「悪い」の4区分で把握しており、この区分と平均労働時間をクロス集計することとしているが、ご指摘を踏まえ、労働時間の階級区分と健康状態をクロス集計することも検討したい。

- ・ 社会生活基本調査の目的は、社会生活時間別の集計にウエイトがおかれており、労働時間は、当該調査の二次生活時間に区分されているが、それにはいろいろな種類の「労働」の時間が混在していることから、それらの違いを十分吟味した上で集計する必要がある。

→ ご指摘を踏まえ、集計等を行う際に検討したい。

② 「医療施設調査及び患者調査における、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえた行政記録情報等の活用可能性」についての検討について（別添2、No.18 参照）

- ・ 本ワーキンググループの審議委員から担当府省の検討状況や進捗状況について更なる説明が必要との指摘があったので、その状況等について、担当府省である厚生労働省から説明願いたい。

→ レセプトの電子化等の推進状況を踏まえてさらなる行政記録の活用を検討

することに関しては、昨年度から2年度にわたり、患者調査における電子化されたレセプト情報の利用についての研究を行っており、今年度はその成果を踏まえて、患者調査におけるレセプト情報の利用について結論を出すこととしている。また、医療施設調査を作成する際の行政記録情報の活用状況に関しては、平成23年医療施設静態調査における病院票の中で、これまで調査として把握していた、承認等の状況（災害拠点病院、在宅療養支援病院、開放型病院としての承認の有無）について、厚生労働省の地方機関である地方厚生局に提出される医療施設の施設基準の変更届（行政記録情報）を活用して把握することとし、承認に関する事項を調査事項から除いて実施している。

- ・ 公的統計の整備に関する基本的な計画（以下、「基本計画」という。）の別表が作成される課程においては、医療施設調査や患者調査の調査項目の多くがレセプト情報や行政記録情報によって把握できると想定されていたのではないかと。そうであれば検討状況の報告内容では「実施済」とは認められないので保留としたい。
  - ・ 厚生労働省の努力により、匿名化されたレセプト情報のデータベースが構築され、試行的な利用が可能となっている。しかし、それがそもそも統計作成利用にどれくらい寄与するかに関しては、現在、研究中とのことであるので、いつか、その成果をお聞かせ願いたい。
  - ・ レセプト情報については、可能なものは全て電子化されており、そこから利用できるものは利用していると理解している。レセプト情報は、診療科単位であり、患者調査にレセプト情報を代用することは難しいのではないかと。
- 患者調査は、ある一時点における主傷病等を把握することが目的であることから、レセプト情報（1患者1か月単位の情報）と一時点の情報を統合的に合わせることは困難な状況であり、そのことを含めて現在研究中である。また、行政記録情報としてのDPCに関する情報についても、省内において、平成25年度以降に公開する予定で検討が行われている。今後その情報の利用も検討することとしている。
- ・ 医療施設調査において医療法に基づく届出のうち「施設基準の届出等」に基づく行政記録情報を統計に活用することとしたのであれば問題はないが、統計法施行状況報告に記載されている「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとしたとの表現は適切ではないのではないかと。
- ご指摘のとおりである。医療施設の施設基準の届出が地方厚生局に提出されるので、その行政記録情報を統計に活用しているということである。
- ・ 記入者負担の軽減及び統計調査の効率化については、どのように変わったのか。
- 医療施設調査の対象は、病院以外に診療所を含む全数調査であり、記入者負

担の大きい調査である。その軽減は医療施設調査に係る重大な課題である。患者調査も、特に大病院では、記入者負担が大きい。そのため、レセプト情報の利用が考えられる。同時に、患者調査の調査事項について、そもそもレセプトやDPCの情報で把握するのは難しいと思われる事項もある。確かに、基本計画別表の「具体的な措置、方策等」の記述内容が明確でなかったと思われる点もあるが、厚生労働省から説明があったとおり、医療施設調査においては、行政記録情報が活用されるようになっており、また、患者調査におけるレセプト情報の利用に関しても研究が進んでいることから、実施状況としては具体的に進んでいると考える。本事項は「実施済」でよいのではないかと。

- ・ 多数決で決める観点から「実施済」とすることに異存はないが、レセプトの電子化等の推進状況を踏まえた行政記録情報の活用については、基本計画策定時の元統計委員会委員が専門的な立場からこだわりを持っていた事項であり、「実施済」とすることに懸念がある。
  - 多数決で決めるのではなく、評価いただいた全委員が合意できた事項を「実施済」と判断することとしている。
  - 元委員のご意見は、医療経済あるいは医療費の立場からのご意見であり、医療施設調査及び患者調査はそうしたものを目的とした調査ではないことは意識しておくべきと考える。
  - 医療施設調査において、記入者負担の軽減を図る観点から、施設等基準の届出等に基づく行政記録情報を統計に活用していると判断できる。ただし、更なるレセプト情報等の活用の検討については、現在進んでいる研究の成果を踏まえて対応することを条件に、本事項は「実施済」としたい。
- ・ 次期の基本計画を作成する際に「具体的な措置、方策等」について、より具体的に記載されることに留意願いたい。それにより評価がしやすくなると思われる。

③ 民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査 国家公務員給与実態調査の検討について（別添2、No.20 参照）

- ・ 本ワーキンググループの審議委員から三統計の整理に関する具体的内容について説明が必要との指摘があったので、総務省から説明願いたい。
  - 本事項については、平成21年度統計法施行状況報告を受け、基本計画部会第2ワーキンググループにおいて三統計を一つの基幹統計に統合できないかについて審議された経緯がある。その審議において、三統計は、各々調査対象や調査事項だけではなく、調査時期も異なることから同時期に公表することは困難であり、三統計を一つの基幹統計として位置付けることはできないと整理され、その方向性については、統計委員会においても了承されている。

- ・ 平成 21 年度時点で結論を得た形になっているが、統計委員会としては、問題意識は持ち続けることが必要である。現行の基本計画の実施期間内に決着が付くような事項ではないので、中長期的な課題として整理すべき。
- 平成 21 年度時点で「実施済」とするが、中長期的な課題として、次期基本計画に盛り込むように整理したい。

(2) 第 2 ワーキンググループ審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項について

事務局から本ワーキンググループ第 2 回会合の審議を踏まえて修正された骨子素案の説明が行われ、審議が行われた。主な意見及び回答は次のとおり。

- ・ 3 頁目の「2. 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」の(1)、「③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」の 2 行目に「調査対象事業所数等を固定して実施」とあるが、母集団を適切に反映するためには、調査対象数ではなく、調査設計(フレーム)を固定することが重要なことから「調査設計等を固定して実施」に変更したい。
  - ・ 13 頁の(3)で同一企業内での就業形態の転換とあるが、非正規雇用から正規雇用のへの転換は、雇用形態の転換であり、就業形態の転換ではない。
- ご指摘の通り、就業形態の転換は雇用形態の転換に改める。
- ・ 14 頁の(4)の二つ目の○であるが、複数の統計調査において、本来、同一あるいは、類似のフレームワークで実施することが望ましいものがあるが、歴史的経緯等により、それらのフレームワークが大きく異なっていることがある。そのことが、統計間の比較可能性を困難にしているのではないか。表現を工夫すべきである。
- ご指摘については、調査目的により調査のフレームワークが異なるのは統計としてやむを得ない。ただし、フレームワークが同一であるべき場合でも、それが異なっており、その結果、数値に差異が生じている場合があり、利用者の混乱を招いているものもある。有意義な場合とそうでない場合を両論併記すればよろしいか。
- ご意見を踏まえて修正を検討させていただきたい。
- ・ 6 頁の「3. 社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備」の関連で、第 2 回会合でも議論があったように、平成 22 年国勢調査結果において、不詳回答が増加したことを踏まえ、次回調査の企画に向けた検討を行う必要がある旨を盛り込んだ方がよいのではないか。
- ご意見を踏まえて「③今後の施策の方向性等についての考え方」に追加することとしたい。

- ・ 7頁の「(2) 東日本大震災が与えた影響を把握するための調査項目追加等の可能性」の①施策の進捗状況と②施策の進捗状況等に関する評価の内容が重複しており冗長である。また、平成27年国勢調査における調査項目の追加が、「詳細」なレベルでの人口移動状況把握を可能とするかどうかは疑問である。東日本大震災以外の理由で移動した人々と区別して把握することが可能なかどうか検討すべきである。

→ ご意見を踏まえて修正を検討させていただきたい。

- ・ 8頁の「(1) 学校保健統計調査における調査項目の追加や調査方法等の改善に関する検討状況」の(1)の②施策の進捗状況等に対する評価の二つ目の○で、「健康診断票の様式が統一化されておらず」とあるが、統一化できなくなったのは、地方分権が進展した結果である。このため、今後様式を統一化していくことが適切であるかのような表現は、現実的ではない。

→ ご意見を踏まえて修正を検討させていただきたい。

- ・ 19頁の「(2) ライフコース全般を的確にとらえる統計についての検討状況」の②施策の進捗状況等に既存のパネル調査との連携によりライフコース全般を捉える統計作成を検討する余地はあるとあるが、既存のパネル調査の調査票に新たな質問項目を追加することは、既存のパネル調査の内容等に直接影響を与えることから、現実的ではない。むしろ、文部科学省と既存のパネル調査の実施機関とが協力・連携して、調査手法等について検討することから始めるべきではないか。

→ ご意見を踏まえて修正を検討させていただきたい。

#### 【津谷座長のまとめ】

審議結果報告書に盛り込むことが望ましいと考えられる事項については、本日のご審議を踏まえて、修正案を作成し、各位の御意見を伺いながら8月29日に予定されている基本計画部会の報告に向けて取りまとめたいので、ご協力願いたい。修正案文については、座長一任ということでご了解いただきたい。これまでの本ワーキンググループ会合における円滑な審議協力を深く感謝申し上げます。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>